

令和4年度

第7回第二農地部会定例会議事録

令和4年10月31日（月）

頸城コミュニティプラザ2階 202・203会議室

令和4年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年10月31日(月)午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	1番	小山 一成
2番	五十嵐 隆一	9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一
20番	竹原 よし子	21番	望月 博	22番	山本 誠信
24番	笠原 浩一				

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一、(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫、(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫、(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

- (1) 農業委員…17番 岩崎 欣一、18番 長瀬 一成の2名
(2) 農地利用最適化推進委員…(三和区) 高橋 浩一

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	副主任	井田 義之		
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

20番 竹原 よし子 21番 望月 博

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案なし

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和4年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>20番 竹原 よし子 委員、21番 望月 博 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、22番 山本 誠信 委員に読み上げていただきます。</p> <p>山本委員、よろしくをお願いいたします。</p>
山本委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>山本委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

最初に、議案書に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。報告第1号、番号2107番について、お配りした正誤表により説明させていただきます。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁、番号2106番から番号2109番までの4件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付2件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定5件をご説明いたします。2頁、番号2140番から3頁、番号2144番をご覧ください。

番号2140番及び2142番は、これまで借り手との間で利用権を設定していた農地を合意解約し、新たな耕作者へ貸し付けるものです。

この案件については、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

番号2141番及び番号2144番は、高齢で労力不足のため、新たな耕作者へ貸し付けるものです。

3頁、番号2143番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、新たに利用権を設定するものです。

なお、これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

岸田委員	番号 2140 番について、賃料が「年当たり」とあるが、上欄には「賃借料 10 a 当たり」となっている。なぜ「10 a 当たり」の記載ではないのか。
安塚区 駐在室	貸付人と借受人との間で年額の賃借料として合意したが、賃借料年額を 10 a 当たりとすると、端数が合わないため、「年当たり」として記載しました。
五十嵐委員	岸田委員の指摘のとおり、賃借料は「10 a 当たり」で統一したほうが分かりやすい。端数が合わないならば、端数が合わないと説明すればよい。次回からは「10 a 当たり」で統一するよう申し入れる。
安塚区 駐在室	はい。分かりました。
議 長	委員からのご指摘のとおり、次回からは統一するようお願いする。
安塚区 駐在室	次回から改めます。
議 長	他に質問等ありませんか。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。1 頁、番号 2568 番、2569 番をご覧ください。

いずれも譲渡人が資産整理のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件をご説明いたします。1頁、番号2982番と番号2983番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

〈柿崎区駐在室の議案〉

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3749番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

〈議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について〉

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号3706番をご覧ください。

柿崎区三ツ屋浜地内の農地を「駐車場」として利用するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、自家用車2台及び来客用の駐車場として、自宅南側に隣接する敷地の一部を借地していましたが、他者に売却されることから、申請農地を取得し、駐車場に転用するものです。

申請農地は、柿崎都市計画区域の第一種住居地域に位置しているため、農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、自家用車2台分の駐車場及び来客用駐車場兼堆雪場として利用するものです。

工期は、令和4年11月1日から令和5年6月30日までです。

転用にあたり、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼ

す恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件を説明いたします。5頁、番号3922番から3924番をご覧ください。

番号3922番、3923番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間満了を迎えることから、新たに利用権を設定するものです。

番号3924番は、契約期間満了に伴う再設定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。6 頁、番号 3721 番をご覧ください。</p> <p>前耕作者が労力不足により、耕作ができないため、農地中間管理機構を通じて、地域の担い手へ貸し付けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 4610 番と 4611 番を掲載いたしました。</p> <p>番号 4610 番は、大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積 205 ㎡を一般個人住宅として利用するため、父親と使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号 4611 番は、大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積 391 ㎡を一般個人住宅として利用するため、父親と使用貸借権を設定するものです。</p> <p>位置図は、2 頁と 3 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号4682番は、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、笠原委員は一時退席をお願いいたします。

(笠原委員退席)

議 長

それでは笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する貸借権設定1件をご説明いたします。

4頁、番号4682番は契約期間満了に伴う再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、笠原委員関連の番号4682番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(笠原委員復席)

<頸城区駐在室の議案>

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 5311 番をご覧ください。 合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u>
議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。2 頁、番号 5434 番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	続きまして、貸借権設定 5 件について、事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	3 頁、番号 5435 番から、4 頁、番号 5439 番をご覧ください。 すべて、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。 なお、これら 5 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。

1頁、番号6342番、6343番は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について≫

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

1頁、番号8607番をご覧ください。

2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、三和区番町地内の畑2筆335㎡です。

申請者は現在、市内で両親と共に暮らしていますが、今後の生活のため、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、住宅地に囲まれた区域に存在し、住宅や商店等が連たんしているため、第2種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、住宅1棟52.1㎡、カーポート1棟29.9㎡となり、建蔽率は20.8%、工期は、許可日から令和5年7月14日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

上野部会長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

上野部会長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>上野部会長、ありがとうございました。</p> <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和4年度第7回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後2時28分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>